

平成 21 年 12 月 10 日
財団法人日本容器包装リサイクル協会
(改定日：平成 20 年 12 月 11 日)

平成 22 年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（PET ボトル）

このガイドラインは、再商品化事業者が分別基準適合物の再生処理にあたり、市町村から引き取る際の品質の目標を示します。平成 22 年度については、下記の基準を用います。

ベール（圧縮され、結束材でこん包された PET ボトル）化されたもの

(1) ベールに求められる性状

- ①安定性：運搬や移動作業中の荷崩れのないこと。
- ②バラケ性：再生工場での解体が容易であること。

(2) ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法は、トラックへの積載効率や、標準パレット（1,100mm×1,100mm 角）への適合性から、次の 3 種類の寸法を推奨します。

寸法※1	重量	結束材※2
①600×400×300mm	15～20kg	PP または PET バンド
②600×400×600mm	30～40kg	同上
③1,000×1,000×1,000mm	180～230kg	同上

※1 寸法欄の 600×400mm、1,000×1,000mm は、プレス金型の寸法を示しています。実際のベールの寸法は、これより多少大きくなります。

※2 従来の番線およびスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありませんので、できるだけ PP または PET バンドを使用してください。

(3) ベールの品質

低コスト、高品質の再生材料を得るにはベールの品質の良いことが重要な条件となります。目標とする良い品質として、次のようなモデル事例を推奨します。

項 目	規 格
①キャップ付きボトル	10%以下
②塩ビボトル	0.5%以下
③ポリエチレンやポリプロピレンのボトル	0.5%以下
④材質識別マークのない PET ボトル	1%以下
⑤ガラスびん	なし
⑥アルミ缶・スチール缶	なし
⑦紙製容器	なし
⑧その他の夾雑物	なし

※PET ボトルの分別収集とは、廃棄物を分別して収集し、及びその収集した廃棄物について、必要に応じ、分別、圧縮、その他厚生省で定める行為（こん包：厚生省令平成 11 年度第 65 号で規定）を行うことをいいます。

以上